

那須塩原市広報なすしおぼら広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は那須塩原市が発行する「広報なすしおぼら」(以下「広報誌」という。)に掲載する有料広告(以下「広告」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報誌に掲載する広告は、那須塩原市広告事業実施要綱(平成20年那須塩原市告示第23号。以下「要綱」という。)及び那須塩原市広告事業掲載基準(平成20年2月22日制定。以下「基準」という。)に基づき、行政広報の公共性、公益性及び品位を失うおそれのないものとする。

(掲載する広報誌)

第3条 広告を掲載する広報誌は、4月を除く毎月20日に発行する広報誌とする。ただし、広報誌の編集上支障があると認めるときは、この限りではない。

(広告の掲載位置及び大きさ)

第4条 広告を掲載する位置は、表紙及び裏表紙を除く4ページ以内とし、各ページの最下段とする。

2 広告の大きさは、次の2種類とする。

(1) 1号広告 縦4.8センチメートル、横17.0センチメートル

(2) 2号広告 縦4.8センチメートル、横8.5センチメートル

3 掲載する広告の割り付けは、市が行う。

4 広告の色は、カラーとする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1回の掲載につき次のとおりとする。

(1) 1号広告 30,000円(税込み)

(2) 2号広告 15,000円(税込み)

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広報なすしおぼら広告掲載申込書(様式第1号)に必要な事項を記入のうえ、掲載希望発行日の2カ月前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定通知)

第7条 市長は前条による申込書の提出を受けたときは、速やかに可否を決定し、那須塩原市広報なすしおぼら広告掲載・不掲載通知書(様式第2号)により、申込者に通知する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告掲載は1号単位とし、連続する掲載期間は6号(6カ月)とする。ただし、年度を越えて掲載することはできない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告は、市長が指定する方法により版下原稿を作成し、掲載日の1月前までに提出しなければならない。

2 版下原稿の作成は、広告主の負担とする。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。